

【国土交通委員会】

(1) 審議概観

第154回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出13件（うち本院先議4件）、本院議員提出1件、及び衆議院国土交通委員長提出1件の合計15件であり、そのうち内閣提出13件、衆議院国土交通委員長提出1件の合計14件を可決した。

また、本委員会付託の請願18種類278件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

都市再開発法等の一部を改正する法律案は、民間事業者等によって行われる都市の再開発を促進するため、一定の要件に該当する民間会社を市街地再開発事業の施行者に追加するとともに、高度利用推進区を定めた土地区画整理事業における換地の特例の創設、民間都市開発推進機構が行う土地取得業務に係る事業見込地等の取得期限の3年間の延長、都市開発資金の無利子貸付けの対象に、再開発会社が施行する市街地再開発事業、高度利用推進区を活用する土地区画整理事業等を追加する等、所要の措置を講じようとするものである。

都市再生特別措置法案は、我が国の都市が近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に十分対応できたものとなっていないことにかんがみ、これらの変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、内閣に都市再生本部を設置するとともに、都市再生の推進に関する基本方針等の策定、都市再生緊急整備地域の指定、同地域における市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定、都市計画の決定等の提案などの都市計画に係る特別措置の創設等、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、2法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、都市再生の理念とビジョン、都市再生本部の権限と地方分権政策との関係、都市再生本部と国土交通省の役割分担、バブル期の規制・税制の見直し、都市再生事業における地域住民の合意形成と環境保全の方策、再開発会社を第二種市街地再開発事業の施行者として土地収用権を付与することの是非、市街地再開発事業に伴う従前居住者対策、駅周辺再開発事業の現状と課題、民間都市機構の土地取得業務の現状と業務期間延長の理由等について質疑を行い、2法律案についてそれぞれ討論の後、いずれも多数をもって可決した。なお、2法律案に対してそれぞれ附帯決議を付した。

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案は、新幹線鉄道を所有しかつその営業を行う法人が実施する新幹線鉄道の大規模改修の円滑化を図るため、当該法人のうち国土交通大臣が指定するものは、大規模改修の実施に要する費用の支出に備えるための新幹線鉄道大規模改修引当金を積み立てなければならないこととする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、法改正の趣旨、引当金の積立を必要とする所有営業主体の指定基準、新幹線施設の劣化状況に関する調査結果の公開、通常の補修と大規模改修の違い、改修工事費の算定方法、引当金の運用方法、改修工事について住民理解を得るための努力、等に

ついて質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

鉄道事業法等の一部を改正する法律案は、近年の社会経済情勢の変化等を踏まえた貨物運送の柔軟な事業展開を促進する等のため、貨物鉄道事業、貨物運送取扱事業及び貨物自動車運送事業について、参入及び運賃・料金等に係る経済的規制を緩和するとともに、輸送の安全確保等に係る社会的規制を強化する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、我が国の物流の現状と今後の取組、鉄道貨物輸送の活性化対策、自動車排気ガスによる大気汚染と地球温暖化への対策、トラック輸送の安全確保と運賃適正収受の取組、元請・下請関係の適正化、自動車運転者の労働時間等の改善、等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

建築基準法等の一部を改正する法律案は、居住環境の改善、適正な土地利用の促進等に資する建築制限及び都市計画制限を行うため、居室内における化学物質の発散に対する規制の導入、地域の実情に応じた容積率制限等の多様化による建築物の形態規制の合理化、地区計画制度の統合、地区整備計画が定められた場合における建築物の形態規制の特例の多様化等の地区計画に関する制度の合理化、土地所有者等による都市計画提案制度の創設等所要の措置を講じようとするものである。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、特定建築物の範囲を拡大し、特別特定建築物の建築等について利用円滑化基準に適合することを義務付けるとともに、一定の基準に適合するとの認定を受けた特定建築物について容積率の算定の特例、表示制度の導入等支援措置の拡大を行う等の措置を講じようとするものである。

特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案は、建築物の居室内における空気環境を保全し、もって国民の健康の保護を図るため、建築物の建築等について、特定有害物質による建築物の居室内の空気の汚染の防止及びその除去のために必要な規制を行う等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、参考人からの意見を聴取するとともに、各法律案の提案の理由と背景、シックハウス規制の実効性、規制対象化学物質の範囲と将来の拡大の見通し、容積率や建ぺい率制限等の緩和による住環境の悪化等の懸念、都市計画提案制度の導入とその運用、バリアフリー対応が義務付けられる建築物の用途及び規模の在り方、公共建築物・学校・ホテルの客室等におけるバリアフリー対応の必要性、等について質疑を行い、**建築基準法等の一部を改正する法律案**は、討論の後、多数をもって可決した。なお、特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案は、**建築基準法等の一部を改正する法律案**の可決に伴い、本委員会における審査を行わないこととした。また、**高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案**は、全会一致をもって可決した。

なお、可決した2法律案に対して、それぞれ附帯決議を付した。

国土交通省設置法の一部を改正する法律案は、地方運輸行政の総合的展開を図る等のため、地方運輸局の陸運支局及び海運支局を統合して運輸支局を設置するとともに、地方運輸局の海運監理部を運輸監理部と改組する等の措置を講じようとするものである。

平成14年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案は、多極分散型国土形成促進法の移転基本方針に基づき、平成14年度において主たる事務所を東京都区部から移転する日本原子力研究所、宇宙開発事業団、水資源開発公団、日本鉄道建設公団、運輸施設整備事業団及び都市基盤整備公団の6特殊法人について、各設立根拠法における主たる事務所の所在地の規定を一括して改正する措置を講じようとするものである。

委員会においては、2法律案を一括して議題とし、陸運支局及び海運支局の統合等の基準、地域密着型運輸行政と行政サービスの向上、昭和63年に閣議決定された移転基本方針とその後の社会経済情勢の変化、特殊法人等整理合理化計画との整合性、等について質疑を行い、国土交通省設置法の一部を改正する法律案は全会一致をもって可決、また、平成14年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案は、討論の後、多数をもって可決した。

船舶職員法の一部を改正する法律案は、小型船舶に関し、その利用実態の変化等に伴う利用者の要請に適確に応えるとともに、その航行の安全を一層図るため、船舶職員から小型船舶操縦者を分離するとともに、小型船舶操縦士に係る資格区分を再編成するほか、小型船舶操縦者が遵守すべき事項を明確化する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、法改正の目的とその背景、小型船舶操縦士免許制度の簡素化と海の安全性の確保との両立、シーマンシップによる自己責任の原則と、酒酔い操縦の禁止等の操縦者が遵守すべき事項を法で明確化する必要性の関係、船舶の操縦技術向上のための実技講習充実の必要性、係留施設充実のための方策、プレジャーボート利用区域の制限、等について質疑を行い、全会一致をもって可決した。

マンションの建替えの円滑化等に関する法律案は、マンションにおける良好な居住環境の確保を図るため、法人格を有するマンション建替組合の設立、権利変換計画に基づく関係権利の再建マンションへの変換、危険又は有害な状況にあるマンションの建替えの促進のための特別の措置等マンションの建替えの円滑化等に関する措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、本法制定の目的とその社会的背景、マンション建替えについての合意形成の在り方とその促進方策、建替え決議の要件、売渡請求権行使の際の時価の算定基準、建替えに参加が困難な高齢者等の居住の安定の確保方策、既存不適格マンションと団地型マンションの建替えの円滑化方策、危険又は有害なマンションの建替えのための勧告制度、マンションの耐久性の向上、その他について質疑を行い、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、港湾施設である廃棄物埋立護岸の適正かつ良好な形成を図るため、廃棄物等を高度に減量する機能を有する施設を、港湾の利用の高度化を図るために設置される特定施設に追加しようとするものである。

首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案は、近年の首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域の産業及び人口の集中に関する社会経済情勢の変化等にかんがみ、首都圏の既成市街地における工業等の制限及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限を廃止しようとするものである。

委員会においては、2 法律案を一括して議題とし、2 法律案提出の趣旨とその背景、港湾における廃棄物処理施設の役割、廃棄物減量化施設の採算性と今後の展望、循環型社会の形成に向けての課題、工場・大学等の制限制度の廃止と一極集中是正政策との関係、首都圏整備法等の政策体系の見直し、等について質疑を行い、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、討論の後、多数をもって可決、また、首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案は、全会一致をもって可決した。

道路運送車両法の一部を改正する法律案は、自動車のリサイクルの促進及び不法投棄防止の観点から、自動車の解体及び輸出に係る抹消登録制度等を整備するほか、自動車のリコールの実施をより確実にするため、リコール命令権の新設及び罰則の強化を行うとともに、自動車の不正改造等の禁止規定の新設、整備管理者の選任義務の緩和等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、本法改正の理由とその背景、抹消登録制度の整備とその効果、不法投棄防止対策、リサイクルの促進、不正改造車に対する取締の強化、リコール制度の充実強化、事故の調査分析体制の充実強化、等について質疑を行い、全会一致をもって可決した。

離島振興法の一部を改正する法律案は、最近における離島の社会経済情勢にかんがみ、離島振興法の有効期限を10年延長するとともに、離島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全に重要な役割を担っていることを明らかにし、地域における創意工夫及び離島の自立的発展を促進するため、国が離島振興計画を定める現行の制度を改め、国が作成した離島振興基本方針に基づき、都道府県が市町村の策定した案を反映させた離島振興計画を定める制度とするほか、離島振興の追加施策に関する規定を整備する等、所要の措置を講じようとするものである。

委員会においては、提出者衆議院国土交通委員長久保哲司君より趣旨説明を聴取した後、本法改正の主要事項、離島振興法による成果と今後の課題、航路・バス等の交通基盤の整備、遠隔地医療体制の整備、下水処理施設・廃棄物処理施設等の整備、観光産業の振興、離島振興政策の実効性を確保するための財政措置の充実、等について質疑を行い、全会一致をもって可決した。

〔国政調査等〕

3月14日、扇国土交通大臣から国土交通行政の基本施策について所信を聴取した後、平成14年1月16日及び17日の2日間にわたり行われた長野県及び新潟県における国土の整備・交通政策の推進等の実情調査に関し、派遣委員から報告を聴取した。

3月19日、国土交通行政の基本施策について質疑を行い、政と官のあるべき姿についての大臣の所見、高速自動車国道整備計画等長期計画を策定するに当たっての政府の姿勢、中国の排他的経済水域からの不審船引揚げ問題に対する大臣の考え、サッカーワールドカップにおける国土交通省の安全性、利便性の確保についての対応策、各種交通機関の運賃政策の今後の展開についての見解、川辺川ダム建設事業費が高額に及ぶ理由、公共投資における透明性を確保するための決意、JR九州鹿児島線列車衝突事故の概要と原因究明の必要性、車輪の脱落事故の原因究明と再発防止対策に関する国土交通省の取組の現状、

神戸空港予定地周辺の空域の狭さと空の安全性に関する見解、神戸空港の採算の見通しと関西国際空港、大阪国際空港との機能分担、建設業界再編に関する大臣の所見、E T Cの普及状況と事業における費用対効果の検証の必要性、簡明で利用者に納得されるタクシー運賃システム構築の必要性、等が取り上げられた。

同月20日、予算委員会から審査の委嘱を受けた国土交通省所管及び住宅金融公庫について審査を行い、副国土交通大臣から説明を聴いた後、不審船対策、建設産業の再編策と支援策、公共事業の予定価格の評価と事前公表、公共工事の丸投げチェック、本州四国連絡道路及び東京湾アクアラインの今後の交通需要予測、E T Cの普及促進、今後の税制抜本改革論議における道路特定財源の扱い、ゴミゼロ型都市実現の取組、羽田空港再拡張に関する環境アセスメントの実施、障害者安全対策として駅ホーム要員の増員、バリアフリー専門部局設置の必要性、J A LとJ A Sの経営統合に関する公正取引委員会の指摘についての見解、リニアモーターカー開発への取組と費用、地方公共団体の公共工事入札契約制度改革への評価、地方中小鉄道の安全施設に対する近代化補助要件の緩和等について質疑を行った。

6月27日、不審船の引揚げについて説明を聴取した。

7月23日、長野県知事の脱ダム宣言に対する国土交通省の見解、気象衛星ひまわり5号の現状及び後継衛星の見通し、E T C導入の意義及び普及策、三宅島の復旧状況及び島民の生活再建支援策、建設業法により特定建設業者とされる元請業者の社会的責任、道路公団民営化のための国民負担の少ない方式の検討、規制緩和後のタクシー運賃の認可状況と運転手の適正な賃金・労働条件の確保等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成14年3月14日（木）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政の基本施策に関する件について扇国土交通大臣から所信を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成14年3月19日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国土交通行政の基本施策に関する件について扇国土交通大臣、月原国土交通副大臣、佐藤国土交通副大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年3月20日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成14年度一般会計予算（衆議院送付）
平成14年度特別会計予算（衆議院送付）
平成14年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（国土交通省所管及び住宅金融公庫）について扇国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣、佐藤国土交通副大臣、月原国土交通副大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成14年3月26日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 都市再開発法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）
都市再生特別措置法案（閣法第12号）（衆議院送付）
以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、佐藤国土交通副大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年3月28日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 都市再開発法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）
都市再生特別措置法案（閣法第12号）（衆議院送付）
以上両案について参考人早稲田大学理工学部教授伊藤滋君、東京大学大学院工学系研究科助教授小泉秀樹君及び東京都立大学名誉教授石田頼房君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、扇国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

（閣法第11号）賛成会派 自保、民主、公明、国連の一部

反対会派 共産、国連の一部、社民

(閣法第12号) 賛成会派 自保、民主、公明

反対会派 共産、国連、社民

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成14年4月2日(火)(第6回)

- 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案(閣法第44号)について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月4日(木)(第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案(閣法第44号)について扇国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第44号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連、社民
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 鉄道事業法等の一部を改正する法律案(閣法第45号)について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月9日(火)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 鉄道事業法等の一部を改正する法律案(閣法第45号)について扇国土交通大臣、月原国土交通副大臣、森下国土交通大臣政務官、政府参考人及び参考人日本貨物鉄道株式会社代表取締役社長伊藤直彦君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第45号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成14年4月11日(木)(第9回)

- 建築基準法等の一部を改正する法律案(閣法第58号)
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第59号)
以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴き、
特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案(参第11号)
について発議者参議院議員櫻井充君から趣旨説明を聴いた。

○平成14年4月16日(火)(第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 建築基準法等の一部を改正する法律案(閣法第58号)
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第59号)
特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案(参第11号)
以上3案について扇国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

また、3案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年4月18日（木）（第11回）

○建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）

特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案（参第11号）

以上両案について参考人芝浦工業大学工学部教授・東京大学名誉教授岡田恒男君、尾竹一男建築研究所代表尾竹一男君及び日本福祉大学情報社会科学部教授片方信也君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）

特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案（参第11号）

以上両案について発議者参議院議員櫻井充君、扇国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年4月23日（火）（第12回）

○高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）について参考人日本大学理工学部建築学科教授野村歡君、一級建築士事務所アクセスプロジェクト代表川内美彦君及び障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会副会長國松公造君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年4月25日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）

特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案（参第11号）

以上3案について扇国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）について討論の後、

建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）

以上両案をいずれも可決した。

（閣法第58号）賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産、社民

（閣法第59号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成14年5月21日（火）（第14回）

○理事の補欠選任を行った。

○国土交通省設置法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）

平成14年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年5月23日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○国土交通省設置法の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）

平成14年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、平成14年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第23号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連

反対会派 なし

欠席会派 社民

（閣法第24号）賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産

欠席会派 社民

○船舶職員法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年5月30日（木）（第16回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○船舶職員法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第25号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

○マンションの建替えの円滑化等に関する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年6月4日（火）（第17回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○マンションの建替えの円滑化等に関する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣、政府参考人及び参考人都市基盤整備公団理事那珂正君に対し質疑を行った。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年6月6日（木）（第18回）

○マンションの建替えの円滑化等に関する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について参考人千葉大学法経学部教授丸山英気君、兵庫県住宅供給公社審議役門田至弘君及びハウジングケースワーカー・マンション管理士・住まいとまちづくりコープ代表千代崎一夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年6月11日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- マンションの建替えの円滑化等に関する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第26号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成14年6月27日（木）（第20回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）
首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案（閣法第54号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

- 不審船の引揚げに関する件について政府参考人から説明を聴いた。

○平成14年7月2日（火）（第21回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）
首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案（閣法第54号）（衆議院送付）

以上両案について扇国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について討論の後、いずれも可決した。

（閣法第53号）賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産、社民

（閣法第54号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

○平成14年7月4日（木）（第22回）

- 道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年7月9日（火）（第23回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第80号）（衆議院送付）について扇国土交通大臣、月原国土交通副大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第80号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

- 離島振興法の一部を改正する法律案(衆第31号)(衆議院提出)について提出者衆議院国土交通委員長久保哲司君から趣旨説明を聴いた。

○平成14年7月11日(木)(第24回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 離島振興法の一部を改正する法律案(衆第31号)(衆議院提出)について提出者衆議院国土交通委員長代理虎島和夫君、衆議院国土交通委員長久保哲司君、衆議院国土交通委員長代理細田博之君、月原国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

(衆第31号) 賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

○平成14年7月23日(火)(第25回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 長野県における脱ダム宣言と公共事業の見直しに関する件、九州南西海域不審船の引揚げに関する件、首都高速道路の橋脚の劣化対策に関する件、三宅島の火山活動災害対策に関する件、建設業界における元請、下請関係の在り方に関する件、道路関係四公団の民営化問題に関する件、タクシー運賃の認可と労働条件に関する件等について扇国土交通大臣、佐藤国土交通副大臣、森下国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年7月31日(水)(第26回)

- 請願第230号外277件を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

都市再開発法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）

【要旨】

本法律案は、民間活力の活用等による都市の再開発を促進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 市街地再開発事業の施行者に一定の要件に該当する株式会社又は有限会社（以下「再開発会社」という。）を追加する。
- 2 高度利用地区等をその施行地区に含む土地区画整理事業の事業計画において、土地の合理的かつ健全な高度利用の推進を図るべき土地の区域（以下「高度利用推進区」という。）を定め、土地の所有者等の申出に基づき、集約換地を行うことができることとする。
- 3 民間都市開発推進機構が行う土地取得業務に係る事業見込地等の取得期限を平成17年3月31日まで延長する。
- 4 都市開発資金の無利子貸付制度の拡充により、再開発会社による市街地再開発事業及び高度利用推進区等を活用する一定の土地区画整理事業を行う事業者の資金調達を支援する。
- 5 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、民間都市開発推進機構の業務特例の延長等については、平成14年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 市街地再開発事業を施行する再開発会社の制度の新設に当たって、広くその啓発に努めるとともに、再開発会社の設立及び事業計画の申請又は事業の施行に当たっては、土地収用権が新たに付与されることとなったこの制度の趣旨にかんがみ、施行地区内の住民及び地権者等の十分な合意が形成されるよう努めること。
- 2 再開発会社については、その事業の公共性にかんがみ、事業が適正かつ確実に実施されるよう努めるとともに、その経営状況及び財務状況の健全性が確保されるよう、適切な指導監督が行われるべく努めること。
- 3 再開発会社による事業の継続が困難になった場合においては、地権者等の権利の保全或いは事業の確実な遂行について、万全な対応がなされるよう努めること。
- 4 土地区画整理事業の事業計画に高度利用推進区を設定するに当たり高度利用地区等を定める場合は、集約換地について地権者等の理解が十分得られるよう努めるとともに、周辺住宅地域の環境に十分配慮されるよう努めること。
- 5 民間都市開発推進機構が行う土地取得譲渡業務については、その業務が適正に遂行されるよう引き続き指導を徹底するとともに、特に、取得した土地の事業化を一層積極的に促進すること。

右決議する。

都市再生特別措置法案（閣法第12号）

【要旨】

本法律案は、我が国の都市が近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に十分対応できたものとなっていないことにかんがみ、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 内閣に、都市の再生に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣総理大臣を本部長とする都市再生本部を設置する。
- 2 内閣総理大臣は、都市の再生に関する施策の重点的かつ計画的な推進を図るための都市再生基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- 3 都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として都市再生緊急整備地域を政令で定めるとともに、当該地域ごとに都市再生本部が地域整備方針を定める。
- 4 国土交通大臣は、都市再生に資する民間都市開発事業に係る都市再生事業計画を認定できることとするとともに、民間都市開発推進機構は、認定された事業に関し、一定の公共施設の整備に充てる資金の一部の無利子貸付け、認定事業の施行に要する費用の一部の出資等の方法による支援、一定の資金の借入れ等に係る債務の保証等の金融支援を行うことができることとする。
- 5 都市計画に係る土地利用規制の特例措置として既存の用途地域等に基づく規制を適用除外とするとともに、自由度の高い計画が定められる都市再生特別地区を創設する。
- 6 民間事業者が都市再生事業を行うために必要となる都市再生特別地区等の都市計画の決定等を提案できることとするとともに、事業認可等の特例措置を創設することにより事業の提案から実施までの期間を大幅に短縮する。
- 7 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 8 政府は、この法律の施行後10年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 現下の経済情勢等に配慮しつつ、産業構造の変化、少子高齢化等を踏まえ、長期的視点からの都市政策ビジョンを国民に明確に提示すること。
- 2 都市再生本部における都市再生基本方針案の作成に当たっては、従前居住者の居住の確保を含め、都市の居住環境の向上への取組みについて、政策上明確に位置付けるよう配慮すること。
- 3 都市再生緊急整備地域の指定に当たっては、大都市圏に偏ることのないように配慮するとともに、当該地域の選定理由、選定経過等について広く国民に説明するよう努めること。
- 4 都市再生緊急整備地域の指定、民間都市再生事業計画の認定、都市再生特別地区の指

定その他の都市計画決定等に当たっては、周辺の既成市街地の都市環境やまちづくりとの調和に配慮すること。

- 5 民間都市再生事業計画の認定、都市再生緊急整備地域内の都市計画の決定等に当たっては、住民への情報公開や住民の意向反映に十分配慮すること。
- 6 都市再生事業の実施に当たっては、防災、安全、福祉、文化等生活機能が重視されるよう配慮するとともに、良好な居住環境や景観等の保全に十分配慮されるよう努めること。
- 7 都市再生緊急整備地域における都市再生事業の実施等に係る必要な税制上の措置について、引き続き検討すること。
- 8 民間都市開発推進機構が本法第29条に基づいて行う無利子貸付等の業務については、その業務が適正に行われるよう指導を徹底するとともに、情報開示に努めること。
右決議する。

国土交通省設置法の一部を改正する法律案（閣法第23号）

【要旨】

本法律案は、地方運輸行政の総合的展開を図る体制を構築するため、また行政改革の観点から、地方運輸局の陸運支局及び海運支局を統合して運輸支局を設置するとともに、地方運輸局の海運監理部を運輸監理部と改組する等の措置を講じようとするものである。

なお、この法律は平成14年7月1日から施行する。

平成14年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第24号）

【要旨】

本法律案は、多極分散型国土形成促進法の移転基本方針に基づき、平成14年度において東京都区部から主たる事務所を移転することを予定している日本原子力研究所、宇宙開発事業団、水資源開発公団、日本鉄道建設公団、運輸施設整備事業団及び都市基盤整備公団の6特殊法人について、各設立根拠法における主たる事務所の所在地の規定を一括して改める措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、各法人ごとに、それぞれ平成15年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

船舶職員法の一部を改正する法律案（閣法第25号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 船舶職員法の題名を船舶職員及び小型船舶操縦者法に改める。
- 2 同法の目的に、小型船舶操縦者の資格及び遵守事項等を定めることを追加する。
- 3 小型船舶の船長を「小型船舶操縦者」と定め、船舶職員から分離する。
- 4 船舶職員になろうとする者が受けなければならない免許を海技士の免許とする。

- 5 小型船舶操縦者になろうとする者が受けなければならない免許を小型船舶操縦士の免許とする。
- 6 旅客の輸送の用に供する小型船舶の小型船舶操縦者になろうとする者の操縦免許は、操縦試験に合格し、かつ、小型旅客安全講習課程を修了した者について行う。
- 7 小型船舶操縦士の資格区分を、一級小型船舶操縦士、二級小型船舶操縦士及び特殊小型船舶操縦士に再編成する。
- 8 海技士の免許又は小型船舶操縦士の免許を与えたときは、それぞれ免許原簿に登録し、かつ、海技免状又は小型船舶操縦免許証を交付しなければならない。
- 9 小型船舶操縦士国家試験の内容は、小型船舶の航行の安全に配慮したできる限り簡素なものとする。
- 10 小型船舶操縦者は、酒酔い操縦の禁止等小型船舶の航行の安全を図るために必要な事項を遵守しなければならないこととともに、この違反者に対する再教育講習の制度を設ける。
- 11 この法律の規定の運用に当たっては、小型船舶の航行の安全の確保が小型船舶を利用した余暇活動その他の国民の諸活動との調和の下に図られるよう努めなければならない。
- 12 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

マンションの建替えの円滑化等に関する法律案（閣法第26号）

【要旨】

本法律案は、マンションの建替えの円滑化等に関する措置を講ずることにより、マンションにおける良好な居住環境の確保を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国土交通大臣は、マンションの建替えの円滑化等に関する基本方針を定め、これを公表する。
- 2 建物の区分所有等に関する法律の規定に基づきマンション建替えを行う旨の合意をした者は、法人格を有するマンション建替組合を設立することができる。
- 3 マンション建替事業の施行者が定めた権利変換計画に基づき区分所有権、抵当権等の関係権利を再建マンションに移行させる。
- 4 マンション建替事業の施行者並びに国及び地方公共団体は、建替事業を施行するマンションに居住していた賃借人及び転出区分所有者の居住の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努める。
- 5 市町村長は、保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの区分所有者に対し、当該マンションの建替えを行うべきことを勧告できる。
- 6 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾な

きを期すべきである。

- 1 マンションの建替えが円滑かつ適切に行われるよう、本法の趣旨の十分な周知徹底を図ること。

また、本法がマンションの建替えを一律に促進するものであるとの誤解を生じさせることのないよう配慮すること。

- 2 マンションの建替えに当たり区分所有者等の合意形成が適切に促進されるよう、建替えと補修の選択に係る判断指針及び合意形成プロセス等に関するマニュアルを作成するとともに、国、地方公共団体、専門家等による相談・情報提供体制の整備が図られるよう努めること。
- 3 良質な住宅ストックの活用が重要であることにかんがみ、新築又は既存のマンションの耐久性を向上させるための技術開発及びその普及のために必要な措置を講ずるよう努めること。特に、再建マンションの長寿命化がなされるよう十分な配慮を行うこと。
- 4 健全な中古マンション市場の育成に留意し、良好に管理され防災や居住環境の面で良質なマンションが適切に評価されるよう、中古マンションに係る住宅性能表示制度の早期導入とその普及を図るなど必要な措置を講ずるよう努めること。
- 5 マンションの建替えへの参加を容易にするため、死亡時一括償還融資制度の普及を図りつつリバースモーゲージ手法の一層の活用につき検討するとともに、建替えに参加が困難な高齢者等に対し、居住安定のために必要な措置が講じられるよう、地方公共団体に対する補助、技術的援助等をはじめとした適切な支援の拡充に努めること。
- 6 マンション建替組合による売渡請求権の行使に際しての時価の算定基準については、今後の事例集積を重ねる等により、その明確化に資するよう努めること。
- 7 マンションの建替えが良好な市街地環境の形成に資するよう必要な配慮をするとともに、既存不適格マンション、団地型マンション等の建替えが円滑に行われるよう、適切な措置を検討すること。
- 8 循環型社会の形成の観点から、マンションの建替えに際して生ずる建設廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めること。
- 9 マンションの建替えに民間事業者が参加する場合においても、居住者の意向が十分尊重されるよう配慮すること。
- 10 国土交通省と関係行政機関との十分な連携を行うことにより、マンションの管理、建替え等に係るマンション法制の有機的な運用が図られるようにすること。

右決議する。

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（先議）

【要旨】

本法律案は、我が国の基幹的大量高速輸送機関である新幹線鉄道の安定的な輸送を将来にわたり確保するため、将来必要となるその土木構造物の大規模改修に向けて万全の備えを講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国土交通大臣は、新幹線鉄道を所有し、かつ、その営業を行う法人であつて、新幹線鉄道大規模改修引当金を積み立てることが必要かつ適当であると認めるものを指定する

ことができることとし、指定を受けた法人は、新幹線鉄道大規模改修引当金積立計画につき国土交通大臣の承認を受け、その計画に従い、新幹線鉄道大規模改修引当金を積み立てなければならないこととする。

- 2 新幹線鉄道の大規模改修の円滑な施行を図るため、この法人が大規模改修実施計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合には、大規模改修工事に係る鉄道事業法上の手続の特例を認めることとする。
- 3 この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 所有営業主体の指定に必要な土木構造物の実態把握を行い、その結果を公表すること。
 - 2 ライフサイクルコストにも留意した適切な保守、管理等を行うことにより、長期間にわたり土木構造物の適正な利用状態を維持するよう、指導すること。特に、今後予想される大規模地震等の災害に対し、適切な措置を講ずるよう、指導すること。
 - 3 必要かつ十分な新幹線鉄道大規模改修引当金積立計画にするため、算定根拠を明らかにして、その審査、承認を行うこと。
 - 4 指定を受けた所有営業主体が、引当金制度を活用し、新幹線鉄道の利用者の負担の軽減及び平準化に努めるよう、指導すること。
 - 5 現在工事中の整備新幹線及び今後予定される大規模改修工事においては、工事施行責任の一層の明確化を図るとともに、工事終了時には竣工確認を徹底するよう、指導すること。
 - 6 大規模改修工事の実施に当たっては、沿線住民に対し十分な説明を行うとともに、その意見に事業者が適切に対応するよう、指導すること。
- 右決議する。

鉄道事業法等の一部を改正する法律案（閣法第45号）（先議）

【要旨】

本法律案は、近年の社会経済情勢の変化等を踏まえた貨物運送の柔軟な事業展開を促進する等のため、貨物鉄道事業、貨物運送取扱事業及び貨物自動車運送事業について、参入及び運賃・料金等に係る経済的規制を緩和するとともに、輸送の安全確保等に係る社会的規制を強化する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 貨物鉄道事業の参入の許可に係る需給調整規制を廃止する。
- 2 貨物鉄道事業の休廃止の許可制を事前届出制とする。
- 3 貨物鉄道事業の運賃・料金の上限認可制を廃止する。
- 4 鉄道事業者に対し、他の運送事業者との間の貨物の引継ぎ等を円滑に行うための措置を講ずるよう努力義務を課す。
- 5 第一種貨物利用運送事業の参入の許可制を登録制とする。
- 6 貨物利用運送事業の運賃・料金の事前届出制を廃止する。

- 7 運送取次事業のすべての規制を廃止する。
- 8 一般貨物自動車運送事業の営業区域規制を廃止する。
- 9 一般貨物自動車運送事業の運賃・料金の事前届出制を廃止する。
- 10 一般貨物自動車運送事業者の行う貨物自動車利用運送について、一般貨物自動車運送事業の規制を適用する。
- 11 一般貨物自動車運送事業者が貨物自動車利用運送を行う場合、実運送を行う貨物自動車運送事業者による輸送の安全確保を阻害してはならないこととする。
- 12 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関は、苦情の解決等に必要な限度において、貨物自動車運送事業者に説明又は資料の提出を求めることができることとする。
- 13 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 貨物鉄道事業の参入規制の緩和について、国は需給調整規制の廃止後においてもＪＲ貨物に関する国鉄改革の趣旨及び経緯に十分に配慮すること。
- 2 鉄道貨物輸送を利用した円滑な複合一貫輸送の確保に努めるとともに、旅客の乗継ぎ又は貨物の引継ぎの円滑化のための措置については、措置内容を具体的に定め、実施の促進に資する所要の支援措置を講じること。
- 3 整備新幹線開業に伴う並行在来線の扱いについては、物流ネットワークの確保に支障を生じないように十分に配慮すること。
- 4 環境問題、労働力問題及び交通安全等に配慮した物流体系を構築する観点から、鉄道貨物輸送力の増強に資する支援措置等モダリティ向上施策を一層推進すること。
- 5 ＪＲ貨物の経営基盤の確立のため、経営改善に資する所要の支援措置を講じること。
- 6 貨物利用運送事業者の参入に対する厳正な審査を行うこと。また、第一種貨物利用運送事業の参入規制の許可制から登録制への移行に当たっては、登録拒否要件を具体的に定め、統一性、透明性を確保すること。
- 7 貨物利用運送事業者が実運送事業者に対して、不当な運賃料金の引下げを強要することのないよう関係者に対する指導監督を強化するとともに、原価を踏まえ適正な運賃料金の遵守について本法及び関係事業法の適正な運用を図ること。
- 8 港湾運送事業に本法の適用がないことを関係者に周知徹底すること。また、貨物利用運送事業者が行う国際複合一貫輸送の進展により港湾運送に関する秩序に支障が生じることのないよう港湾運送事業に関し講じられているこれまでの措置を維持するとともに、港湾運送料金の適正収受の確保につき効果的対策を講じること。
- 9 貨物利用運送事業の総合物流業化、３ＰＬ化、情報化、国際化への対応について、所要の支援措置の充実・強化を図ること。
- 10 貨物自動車運送事業の営業区域規制の廃止に当たっては、過労運転の防止など輸送の安全に努め運行管理体制の充実、携帯電話等による運行管理者との緊密な連絡体制の確保、デジタル式運行記録計等最新の情報技術の効果的な活用の促進を図るとともに、関連する施策に関し、所要の支援措置の充実・強化を図ること。

- 11 許可を受けた各貨物自動車運送事業者について、貨物自動車運送適正化事業実施機関の活用を図るとともに、計画的かつ着実な監査を実施する等により、許可後の指導監督を強化し、併せて、貨物自動車運送事業の適正化を図るため、輸送の安全確保に関する是正命令、事業の改善命令、許可の取消処分等について厳正かつ機動的に運用すること。
- 12 貨物自動車運送事業者による輸送の安全の確保に資するため、過積載、過労運転等についての実態把握に努め、荷主を含む関係者に対する適正な運送取引を指導するとともに、不法行為を強要する荷主に対しては、厳正かつ機動的に対応すること。
また、貨物自動車運送事業者の安全性を評価するためのシステムを確立し、その円滑な推進のための環境整備を進めること。
- 13 深刻化する大気汚染や地球温暖化問題等の環境問題への対応のための施策を一層推進するとともに、貨物自動車運送事業者の環境問題への対応に係る支援措置を充実・強化すること。
- 14 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年２月９日労働省告示第７号）」の遵守の徹底等による労働時間の短縮及び労働力の確保について業界を指導するとともに、国土交通省及び厚生労働省による相互通報制度の確立等その円滑な推進のための環境整備を図ること。
- 15 貨物鉄道事業、貨物利用運送事業及び貨物自動車運送事業の運賃料金の事前規制の廃止後においては、各事業の運賃料金の正確な実態把握に努めるとともに、事業の適正化を図るため運賃料金の監査体制を強化すること。
また、各事業の運賃料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認める場合における国土交通大臣の運賃料金の改善命令については、適正な原価を踏まえ厳正かつ機動的に運用するとともに、発動基準の統一性、透明性を確保すること。
- 16 国際海上コンテナの安全な輸送の確保につき、荷主に対する積み付け、重量、危険・有害物の明示等に関する規定の整備に努めるとともに、不法行為を強要する荷主に対しては事業許可の取消処分等について厳正かつ機動的に行うこと。
右決議する。

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法 の一部を改正する法律案（閣法第53号）

【要旨】

本法律案は、港湾施設である廃棄物埋立護岸の適正かつ良好な形成を図るため、廃棄物埋立護岸において埋立てに用いられる廃棄物又は土木建築に関する工事に伴い副次的に発生した土砂をあらかじめ溶融、破碎、圧縮その他の方法により高度に減量する機能を有する施設を、港湾の利用の高度化を図るために設置される特定施設に追加しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行する。

首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案（閣法第54号）

【要旨】

本法律案は、今日の首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域における産業及び人口の集中に関する社会経済情勢の変化等にかんがみ、首都圏の既成市街地における工業等の制限及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限を廃止するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 首都圏整備法の既成市街地における工業等の制限に関する規定及び近畿圏整備法の既成都市区域における工場等の制限に関する規定を削除する。
- 2 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律を廃止する。
- 3 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律について所要の改正を行う。
- 4 都市開発資金の貸付けに関する法律について所要の改正を行う。
- 5 この法律は、公布の日から施行する。

建築基準法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）（先議）

【要旨】

本法律案は、適正な土地利用の促進等に資するとともに、居住環境の改善を図る合理的かつ機動的な建築制限を行うこと等ができるように建築基準法、都市計画法等を改正しようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

- 1 シックハウス症候群対策のための規制の導入を図ることとし、居室を有する建築物は、その居室内において化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について技術的基準に適合するものとしなければならないものとする。
- 2 建築物の形態規制の合理化を図ることとし、容積率制限、建ぺい率制限、日影制限等の選択肢を拡充するとともに、すべての用途地域の都市計画において敷地面積の最低限度を定めることができるものとする。
- 3 地区計画で定めた用途について、条例で用途地域の制限を緩和することができるものとする。
- 4 住宅地高度利用地区計画及び再開発地区計画を廃止し地区計画に統合し、従前のこれらの計画の区域に相当する区域として、再開発等促進区を定めることができるものとし、地区計画の内容に適合する当該区域内の建築物については、容積率制限、建ぺい率制限、斜線制限等を緩和することができるものとする。
- 5 地区計画について、適正な配置及び規模の公共施設を備えた土地の区域において、その高度利用と都市機能の更新を図るため容積率の緩和が可能となる地区整備計画を定めることができるものとするとともに、その区域内にある建築物については、当該地区計画中の地区整備計画において、容積率、建ぺい率等の最高限度等を定めるものとする。
- 6 自主的なまちづくりの推進や地域の活性化を図りやすくするため、土地所有者やまちづくりNPO等によるまちづくりに関する都市計画の提案制度を導入するものとする。
- 7 その他所要の改正等を行うものとする。

- 8 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、1については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 21世紀の社会・経済における様々な構造変化の潮流に中長期的な視点から対応し得るよう、豊かで快適で活力に満ちた都市の将来像を実現するための施策の充実に努めること。
- 2 都市の再生に当たっては、防災、安全、環境、景観等生活機能を重視するとともに、交通インフラ、上下水道等の社会資本の整備状況と調和するよう努めること。
- 3 土地所有者等による都市計画の提案制度の導入に当たっては、住民がまちづくりに積極的に参加できるように、都市計画に関する知識の普及、教育、啓蒙等に格段の努力を払うとともに、住民との十分な協議・調整に努め、まちづくりNPO、まちづくり協議会等を支援するための施策の充実に努めること。
- 4 容積率制限、建ぺい率制限、日影制限等の選択肢の拡充については、今回の法改正の趣旨にかんがみ、地域の実情に応じて適切な運用が行われ、住環境の悪化が生じないよう十分配慮すること。
- 5 室内空気汚染による健康影響が生ずると認められる化学物質については、全て規制対象とするよう、関係省庁間の連携を図りつつ、室内空気中の化学物質の濃度の実態や発生源、発散量等の調査研究を進め、その結果が得られたものから、順次、規制対象に追加すること。
- 6 建築基準については、室内空気中の化学物質の濃度を厚生労働省の指針値以下に抑制するために、通常必要な建築材料及び換気設備の基準を適切に定めるとともに、改正法の施行後に実態調査を行い、必要に応じて、その見直しに努めること。
- 7 化学物質の濃度測定の重要性にかんがみ、測定サービス等の体制の充実に努めるとともに、建築基準法に基づく規制の内容や、室内濃度の測定方法、住まい方の留意点等について、消費者、事業者、関係団体等に対する情報提供等による周知徹底を図るとともに、相談体制の整備に努めること。
- 8 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度による室内空気中の化学物質の濃度の実測値等の表示について、宅地建物取引業者の活用も図りつつ、周知徹底、普及促進に努めること。
- 9 違反建築物対策について、完了検査等の徹底、パトロールの重点的な実施等に努めること。
- 10 化学物質による室内空気汚染問題について、今後とも、関係省庁が連携して、原因分析、基準設定、防止対策、相談体制整備、医療・研究対策及び汚染住宅の改修に関する総合的な対策を推進すること。

右決議する。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第59号）（先議）

【要旨】

本法律案は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、次の措置等を講じようとするものである。

- 1 特定建築物の範囲を拡大し、学校、事務所、共同住宅、老人ホーム等不特定でなくとも多数の者が利用する一定の用途の建築物を追加する。
- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、身体障害者等が利用するもので、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにすることが特に必要なものとして定める特別特定建築物について、一定の規模以上の建築をしようとする者及び維持保全をする者は、当該特別特定建築物を利用円滑化基準又は条例で付加した事項に適合させなければならない。
- 3 特定建築物のバリアフリー対応に関する努力義務の対象として、特定施設の修繕又は模様替を追加する。
- 4 特定建築物で、その建築等及び維持保全の計画が一定の基準に適合するとの認定を受けたものについて、容積率の算定の特例、表示制度の導入等の支援措置の拡大を行う。
- 5 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については、この法律の施行に関する事務を、都道府県知事から当該市町村又は特別区の長に委譲する。
- 6 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 知的障害者、精神障害者、妊産婦、けが人等建築物の利用上の制約を受ける恐れがある者について、設計上の配慮の必要性等の周知に努めること。
- 2 特別特定建築物の建築及び維持保全については、特に公共建築物の重要性にも留意し、利用円滑化基準に適合した建築物が普及するよう、義務付け対象となる特別特定建築物について条例による用途の追加、規模の引下げ等が可能である旨の周知徹底など必要な措置を講ずること。
- 3 利用円滑化基準及び利用円滑化誘導基準の策定に当たっては、高齢者、各種の障害を持つ関係者の意見を幅広く聴取し、その意向の的確な反映に努めること。
また、設計者等へのガイドラインを作成し、十分な周知に努めること。
- 4 特定建築物の建築及び維持保全については、高齢者、身体障害者等が当該特定建築物を円滑に利用することができるよう、適切な情報提供方法の周知など必要な措置を講ずること。
- 5 ホテル、旅館、病院、老人ホームなど、宿泊や治療、療養等の滞在型用途に用いられる居室については、その一定の割合のバリアフリー対応が可能となるよう、適切な設計方法の周知、利用者に対する情報の提供など必要な措置を講ずるよう努めること。
- 6 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に

基づき市町村が重点整備地区の基本構想を策定する際には、特定建築物を含めた一体的なバリアフリー対応の推進が図られるよう、適切な助言等に努めること。

7 既存の特定建築物のバリアフリー対応の促進を図るため、改修方法等の技術的な助言に努めるとともに、認定建築物制度の活用等による積極的な支援に努めること。

8 本法の施行の状況については、施行後5年を目途に検討を加えるとともに、その結果に基づいて必要な見直しを行うよう努めること。

右決議する。

道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第80号）

【要旨】

本法律案は、自動車のリサイクルの促進及び不法投棄防止の観点から、自動車の解体及び輸出に係る抹消登録制度等を整備するほか、自動車のリコールの実施をより確実にするため、リコール命令権の新設及び罰則の強化を行うとともに、自動車の不正改造等の禁止規定の新設、整備管理者の選任義務の緩和等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 自動車の永久抹消登録制度等について、自動車のリサイクル促進及び不法投棄防止の観点から、使用済自動車が「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に規定する手続により解体処理されたことを踏まえて行う。
- 2 使用済自動車の実態を踏まえ、これまで明記されていなかった輸出を事由とする輸出抹消登録等の規定を整備する。
- 3 自動車の技術進歩、使用実態の変化等を踏まえ、整備管理者の選任を義務付けている自動車の範囲を、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とするものに限定する。
- 4 不正改造車を撲滅するため、不正改造等の行為そのものを禁止する規定を新設するとともに、不正改造車に対する整備命令手続を強化する。
- 5 自動車の後付装置に関するリコール制度を新設する。
- 6 自動車のリコール制度について、自動車製作者等又は装置製作者等による欠陥車又は後付装置の修理、回収が確実に行われるようにするため、リコール命令権の新設及び罰則の強化を行う。
- 7 この法律は、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲で政令で定める日から施行する。ただし、6のうち装置製作者等に係る部分以外の改正は、公布の日から起算して6月を経過した日から、3及び4の改正は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日から、5及び6のうち装置製作者等に係る部分の改正は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内で政令で定める日から、それぞれ施行する。

離島振興法の一部を改正する法律案（衆第31号）

【要旨】

本法律案は、最近における離島の社会経済情勢にかんがみ、離島振興法の有効期限を10年延長するとともに、離島振興施策の一層の充実強化を図るため、所要の改正を行おうと

- 1 離島振興法の目的規定において、離島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全に重要な役割を担っていることを明らかにする。
- 2 地域における創意工夫及び離島の自立的発展を促進するため、国が離島振興計画を定める現行の制度を改め、国が作成した離島振興基本方針に基づき、都道府県が市町村の策定した案を反映させた離島振興計画を定める制度とする。
- 3 離島振興の追加施策として、離島振興計画に基づく事業のうち政令で定めるものに要する経費に係る国の補助、離島振興対策実施地域における医療体制の整備と充実、農林水産業の振興、地域間交流の促進等に関する規定を整備する。
- 4 離島振興法の有効期限を10年延長し、平成25年3月31日限りその効力を失うものとする。
- 5 この法律は、平成15年4月1日から施行する。ただし、4及びこれに伴う規定の整備等は、公布の日から施行する。

・内閣提出法律案（13件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
※11	都市再開発法等の一部を改正する法律案	衆	14. 2. 8	14. 3. 25	14. 3. 28 可決 附帯	14. 3. 29 可決	14. 3. 14 国土交通	14. 3. 19 可決 附帯	14. 3. 22 可決
○14. 3. 25 参本会議趣旨説明 ○14. 3. 14 衆本会議趣旨説明									
※12	都市再生特別措置法案	衆	2. 8	3. 25	3. 28 可決 附帯	3. 29 可決	3. 14 国土交通	3. 19 可決 附帯	3. 22 可決
○14. 3. 25 参本会議趣旨説明 ○14. 3. 14 衆本会議趣旨説明									
※23	国土交通省設置法の一部を改正する法律案	衆	2. 15	5. 15	5. 23 可決	5. 24 可決	3. 27 国土交通	3. 29 可決	4. 2 可決
※24	平成14年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案	衆	2. 15	5. 15	5. 23 可決	5. 24 可決	3. 27 国土交通	3. 29 可決	4. 2 可決
※25	船舶職員法の一部を改正する法律案	衆	2. 15	5. 22	5. 30 可決	5. 31 可決	4. 2 国土交通	4. 3 可決	4. 4 可決
※26	マンションの建替えの円滑化等に関する法律案	衆	2. 15	5. 24	6. 11 可決 附帯	6. 12 可決	4. 5 国土交通	4. 17 可決 附帯	4. 18 可決
○14. 5. 24 参本会議趣旨説明 ○14. 4. 5 衆本会議趣旨説明									

番号	件 名	先議院	提出月日	参 議 院			衆 議 院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
44	全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案	参	14. 3. 1	14. 4. 1	14. 4. 4 可決 附帯	14. 4. 5 可決	14. 5.28 国土交通	14. 5.31 可決 附帯	14. 6. 4 可決
45	鉄道事業法等の一部を改正する法律案	参	3. 1	4. 3	4. 9 可決 附帯	4.10 可決	5.28 国土交通	6. 7 可決 附帯	6.11 可決
53	民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	3. 8	6.12	7. 2 可決	7. 3 可決	4.11 国土交通	4.24 可決	4.25 可決
54	首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案	衆	3. 8	6.12	7. 2 可決	7. 3 可決	4.15 国土交通	4.24 可決	4.25 可決
58	建築基準法等の一部を改正する法律案	参	3. 8	4.10	4.25 可決 附帯	4.26 可決	5.30 国土交通	6.28 可決 附帯	7. 5 可決
○14.4.10 参本会議趣旨説明 ○14.5.30 衆本会議趣旨説明									
59	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律案	参	3. 8	4.10	4.25 可決 附帯	4.26 可決	5.30 国土交通	6.28 可決 附帯	7. 5 可決
○14.4.10 参本会議趣旨説明 ○14.5.30 衆本会議趣旨説明									
80	道路運送車両法の一部を改正する法律案	衆	3.18	7. 3	7. 9 可決	7.10 可決	5.14 国土交通	5.22 可決	5.28 可決

(注) 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（１件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参 議 院			衆 議 院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
11	特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案	櫻井 充君 外 6 名 (14. 4. 9)	14. 4.10		14. 4.10	未 了				

・衆議院議員提出法律案（１件）

番号	件 名	提出者 (提出月日)	予備 送付	本院 への 提出	参 議 院			衆 議 院		
					委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
31	離島振興法の一部を改正する法律案	国土交通委員長 久保 哲司君 (14. 6.12)	14. 6.13	14. 6.20	14. 7. 8	14. 7.11 可決	14. 7.12 可決			14. 6.20 可決